

島根あさひ社会復帰センター運営事業におけるモニタリング結果表(令和2年度)

1 各運営業務の履行状況

モニタリング 対象業務の区分		結果(要求水準未達事案)の概要
共通		システムの誤入力, 持込制限品の持込み・放置など
維持管理		該当なし
運営業務	総務	給与手当の支給に係る計算誤り, 郵送物の誤発受
	収容関連サービス	給食の異物混入, 誤配
	警備	差入図書の審査漏れ
	作業	該当なし
	教育	該当なし
	医療	該当なし
	分類事務支援	該当なし

2 違約金の対象となる事実

該当なし

3 功績のあった事実

新型コロナウイルス感染症防止対策の実施, 設備の追加整備など

4 全体的な傾向

<p>事業契約書に基づく改善勧告を要するような要求水準等未達事案はなく, 減額ポイント計上に至った事実の多くは, 業務の疎漏によるものであった。ただし, 要求水準未達状態の回復が速やかに行われているため, 実害は生じていない。</p> <p>また, 功績事実としては, 新型コロナウイルス感染症防止対策の実施, 新たな設備の追加整備を行うなど, センターの良好な運営に対する貢献があった。</p> <p>全体としては適切な事業運営がなされているものと評価できる。</p>
